

四日市市告示第154号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、公示します。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智広

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせるとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる適合性判定の業務の範囲（平成29年四日市市告示第129号）は廃止する。

（都市整備部建築指導課）